

# 犬や猫に装着する マイクロチップに関する 制度と手続き

生活環境課 TEL 775-6940 ・ FAX 775-9872



市ホームページ

## マイクロチップ登録制度

令和元年6月に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、6月1日(水)から、ブリーダーやペットショップなどが販売する犬や猫へのマイクロチップの装着と環境省データベースへの登録が義務化されます。 ※動物愛護団体、一般飼い主が所有する犬や猫については、マイクロチップの装着は努力義務となります。なお、装着した場合は、環境省データベースへの登録が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### マイクロチップって何？

直径約1.2～2ミリ、長さが約8～12ミリの円筒形の電子識別器具です。動物病院などで獣医師が専用の注入器を使って皮下に埋め込みます。一度埋め込むと脱落したり消失したりすることはほとんどありません。

安心だワン！  
ニャン！



実際の  
マイクロチップ

### マイクロチップ埋め込みによるメリット

- ①マイクロチップを専用のリーダー(読み取り器)で読み取ると、飼い主の連絡先などが検索でき、犬や猫の盗難や迷子の防止に役立ちます。
- ②ワンストップサービスに参加している自治体では、環境省データベースの情報が共有されるため、狂犬病予防法上の市での手続き(予防注射済票の交付の手続きを除く)や鑑札の装着が不要になります。 ※上尾市は、ワンストップサービスへの参加を見送ります。そのため、狂犬病予防法上の市での手続きや鑑札の装着が引き続き必要です。

### 環境省データベースへの登録

次の①～⑤の時は登録が必要です。

※情報の登録や変更登録には手数料がかかります。

- ①マイクロチップを装着した
- ②犬や猫を購入した
- ③マイクロチップが装着されている犬や猫を知人や動物保護団体などから譲り受けた
- ④住所を変更した、犬や猫が死亡した
- ⑤マイクロチップを取り外した

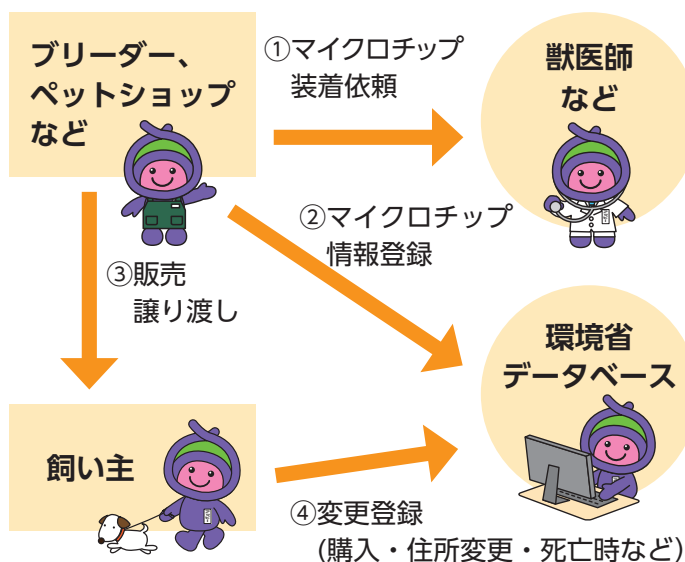
### すでにマイクロチップを民間団体に 登録している人は、移行登録を

すでにマイクロチップを装着し、下記の民間登録団体に登録している人で、環境省データベースにも登録を希望する人は、5月31日(火)までに犬と猫のマイクロチップ情報登録環境省データベースへの移行登録受付サイト(HP <https://www.aipo.jp/transfer>)で手続きをすれば、無料で登録ができます。 ※6月1日以降も、5月31日までに装着したことを証明できる書類(マイクロチップ装着証明書など)があれば、無料で手続きできます。

民間登録  
団体

・Fam<sup>ファミ</sup> ・ジャパンケネルクラブ ・マイクロチップ東海  
・日本獣医師会(AIPO)<sup>アイポ</sup> ・日本マイクロチップ普及協会

### マイクロチップ装着・情報登録の流れ



飼い主の皆さんの適切な対応が  
いざという時に役立つ  
ワン！ニャン！